

文 教 厚 生 委 員 会 記 録  
< 第 2 号 >

令和 6 年第 1 回 沖 繩 県 議 会 ( 2 月 定 例 会 )

令和 6 年 3 月 5 日 ( 火 曜 日 )

沖 繩 県 議 会

## 文教厚生委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 令和6年3月5日 火曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午前10時30分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 乙第28号議案 沖縄県公立学校情報機器整備基金条例
- 2 乙第29号議案 沖縄県立学校教育施設整備基金条例
- 3 乙第34号議案 財産の処分について

---

### 出席委員

委 員 長	末 松 文 信
副 委 員 長	石 原 朝 子
委 員	小 渡 良 太 郎
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	照 屋 大 河
委 員	比 嘉 京 子
委 員	喜 友 名 智 子
委 員	仲 宗 根 悟
委 員	瀬 長 美 佐 雄
委 員	玉 城 ノ ブ 子
委 員	上 原 章

---

## 欠席委員

なし

---

## 説明した者の職・氏名

教	育	長	半	嶺	満
教	育	支	援	課	長
大	城	勇	人		
県	立	学	校	教	育
課	教	育	D	X	推
進	室	長	當	間	文
隆					

---

○末松文信委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日は、先議案件として要望のありました乙第28号議案、乙第29号議案及び乙第34号議案の審査及び採決を予定しております。

本日の説明員として、教育長の出席を求めています。

まず初めに、乙第28号議案沖縄県公立学校情報機器整備基金条例を議題といたします。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

半嶺満教育長。

○半嶺満教育長 教育委員会所管に係る議案の概要について御説明申し上げます。

お手元のタブレットに表示される文教厚生委員会乙号議案説明資料を御覧ください。

審査対象は、条例議案2件、議決議案1件でございます。

資料の3ページをお願いします。

乙第28号議案沖縄県公立学校情報機器整備基金条例について、御説明申し上げます。

乙第28号議案は、県内の公立小中学校、特別支援学校小中学部の1人1台端末の更新等に要する経費に充てることを目的として、沖縄県公立学校情報機器整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであります。

なお、基金の設置期限は、公布の日から令和11年3月31日となります。  
以上が、乙第28号議案の概要でございます。  
御審査のほど、よろしく申し上げます。

○末松文信委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第28号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 おはようございます。

ちょっと幾つか条例に関連して、少し質疑をさせていただきたいと思います。

現場の実態をちょっと確認したいんですが、条例については基金を設置して、今後回していくというものになっているんですけども、学校現場での情報機器の基本的な考え方として、児童生徒に対して配付という形なのか、それとも貸与という形なのか、どちらなのかまず教えてください。

○大城勇人教育支援課長 今回のGIGAスクールの端末、小中学校では公費で整備いたしますけれども、これについては、学校の備品になりますので貸与という形になります。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

登下校中の子供たちの状況、ちょっと私も公園で子供を遊ばせているときに聞こえてきた話なんですけれども、結構乱暴にランドセルとかをポイっと投げて遊んでいてですね、やばい、情報機器が入っていた、壊れたらどうしようみたいなつぶやきを小学生がやっているというのをちょっと聞いたことがあるんですけども、もし壊れてしまった場合とかの対応、保険とかいろいろ対応はあると思うんですが、もし貸与中に何かの不具合が出たりとか、または壊れてしまったりとかというときには、どのような対応というか準備をされているのかも併せて教えてください。

○大城勇人教育支援課長 その件に関して具体的に調査はしたことはないんですが、幾つかの市町村と意見交換をした際には保険で対応しているというところもあれば、予備機で対応しているなど、いろいろあるようです。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

学校の備品ということですから、教育の中でできるだけ大切に扱うようにというのは一つ重要なことだと思うんですけども、それぞれ何か不具合があったときの対応について市町村で——どっちがいいかというのはなかなか一概に言えない部分はあると思うんですけども、基金を立ち上げてサポートをしていくという状況ですから、購入した物品の取扱いについてもある程度統一した要領じゃないんですが、そういったものをつくって、こういうふうに行うようにしたい形に今後は統一していったほうがいいのかなどというふうに感じるのですが、見解をお聞かせください。

○大城勇人教育支援課長 今回G I G Aスクール構想第2期の整備にこの基金を活用してというふうになっておりまして、その基金の中に国庫補助金の財源があります。その補助要件の中には、これまでと違いまして予備機を児童生徒数の15%分は補助の上限として対象としますということがあります。これまで全国で平常時は持ち帰りをしていない学校というのも実はあって、その要因として今お話いただいているような損傷の問題というのがございました。

今回はこの15%分の予備機をそろえることによって、学びを止めない。逆に代替機として壊れた場合は交換して、児童生徒に貸すというような対応もできるというメリットがありますので、非常にいい制度になっているのではないかなと。ただ一方で取扱いについては、やはり学校の大切な物品でありますので、そういう面からも各学校には生徒に対して大切に扱うような指導というのは引き続き必要かなというふうに思っております。

○小渡良太郎委員 これは今後どういう形になっていくか分からない部分ではあるんですが、情報機器というものは性質上、更新が比較的早いと。数世代前がもう陳腐化してしまうというところもあって、更新のタイミングというのをしっかりと図っていかないと、逆に機器が古くて使いづらいということも出てくる可能性が今後あります。また、その中でさらに、例えば損傷が多くて修理代もかかるという形になると、基金を設置して国からの補助も下りてくるとはいつでも、足りなくなる可能性というのものもあるかなという気がします。だから、

ある程度しっかりとまずは現場でどういう形で利活用されているのかということも含めて、あくまで備品ですので統一して大事に扱おうという形でやっていくことと、あと、更新のタイミングというのも事前に想定をしておいて、このタイミングでは大体——今の機器の進歩のスピードというのは、大体こんな感じで新しく更新されていくということも分かるはずですから、そういったところも含めてちょっとある程度かちとして、要領も含めて整備をしていくということをやりたいんですけれども、最後に教育長、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 お答えいたします。

今回は基金から取り崩す際——ちょっと流れを説明いたしますと、基金を使うときの要件が、県を中心に市町村と一緒にした共同調達というのがメインになっています。この共同調達をする際に、いろんな仕様を決めていくわけなんですけれども、その際には今委員おっしゃっているように、他県のほうでは価格競争のみを重視して、端末そのものがあまり堅牢性がないというような類いもありました。そういうものも含めて学校現場を預かっている各市町村教育委員会と意見交換しながら、あと端末の陳腐化のお話もありました。恐らく毎年度入札をするという形を取りますので、共同調達に係る共同仕様書も作成を毎年度実施した上で入札をかけていくということですので、そこら辺は我々も研究しながら、学校に迷惑がかからないように整備していきたいなというふうに思っております。

○末松文信委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 ちょっと確認させてください。

G I G Aスクール構想、非常に大事な取組だと思うんですけど、特に小学校、中学校、子供のインターネットに対する制限というか、フィルタリング、そういった閲覧制限について学校でも家庭でも、特に家庭なんですけれども、非常にブロックするべき内容もあるということを聞くんですけど、その辺の対応はどうなっていますか。

○大城勇人教育支援課長 お答えいたします。

市町村の設定状況によって異なるとは思いますが、おおむね同一かなというふうに思っておりますのでお答えいたします。

小中学校において、全児童生徒が安心して端末を利用できるよう不適切なサイトやSNSなどへのアクセスを制限するフィルタリングソフトだったり、ウイルス対策ソフトなどのセキュリティーに関する対策は行っていると思われます。端末の持ち帰りについても、文部科学省から個別最適な学びと探求的な学びの一体的な充実の観点から端末の持ち帰りを推奨しているところです。

現在約9割の自治体が持ち帰りに関するルールを定めております。学校では学習のために使用することを指導しているところですが、各家庭において学習課題に取り組むのに不必要な閲覧をしている場合は適宜指導をしていただくようお願いしているところです。また、学習に取り組んでいる場合においても、長時間使用する場合は適宜休憩をさせるなど、健康面の配慮もお願いしているところです。スマートフォンやSNSが子供たちに普及する中、適切な情報モラルを身につけることが社会において現在求められております。

目指すのはGIGAスクール端末に限らず、各自のスマートフォンにおいても同様に自律的に利用をコントロールできるようになることが、とても重要だと考えております。家庭においても利用の際には、お子さんと話し合う機会をきちんと設けていただきたいと思いますと思っております。なお、家庭でできる対応策として、契約しているインターネットプロバイダーのサービスを活用してフィルタリングを実施することも可能です。県立学校では学校のネットワークで不適切なサイトを制限するフィルタリングを実施しており、貸出し用端末においてもフィルタリング機能を設けております。一方で、個人所有の情報端末である場合は、学校外で強制的な制限などを実施することはできませんので、繰り返しとなりますけれども、各家庭においてもお子さんと話し合う機会をきちんと設けていただくとともに、プロバイダーのサービスを活用いただきたいと思いますと思っております。

**○上原章委員** こういった指導というか、監督をお願いするという今のようなやり方で、これが本当に子供さん方を保護者が、家庭の中でいろんな制限をする中で、インターネットの——スピードというか、大人がなかなか理解できないところが、子供の中ではあるらしいんですね。ですから、家族でも子供にこういうのは見ないよと、いろいろ制限をかけるらしいんですけど、どうしてもそういうのが出てしまうということです。この辺は実はアンケートというか、調査をするべきじゃないかなと思いますが、それに対して、じゃどう手を打つかというのは、皆さん貸与しているという、やっぱり責任もありますので、その辺はどうでしょうか。

○**當間文隆** 県立学校教育課教育DX推進室長 学校のほうでは先生方の研修を通して、情報モラル教育だったり、情報セキュリティー教育、それからサイトの閲覧等、総合教育センターと連携しながら、先生方への研修を計画的に行っておりまして、これがもう20年ほど続いておりますので、先生方の中では情報モラルであったりとか、それからSNSの対応とか、そういったものは力がついてきております。今後もこの研修等を通して、先生方の最新の情報をアップデートしていくことを進めていきたいと考えております。

○**上原章** 委員 よろしくお願ひします。

あと、今回の議案と直接的な関わりはないんですけど、すみません、もし可能であれば。高校での貸与がなかなか進まない。この辺の議論というのは教育委員会ではどういうふうに関後展開していくのか。それぞれ自己負担で、高校生の場合はやっているとは聞くんですけど、この辺は関後国とのいろいろな関わりで、高校での1人1台というのは可能なんでしょうか。

○**末松文信** 委員 長 大城勇人教育支援課長。

○**大城勇人** 教育支援課長 高校の低所得世帯向けの端末というのを1万650台用意しておりまして、この端末は今1200台ぐらひを貸与してあります。これ以外の端末については、いろいろな学習の機会が学校のほうでも想定されておりますので、課外学習のときに持っていったり、または当日たまたま端末を忘れてしまったりとかという生徒さんもいらっしゃいますので、何らかのタイミングで、それは学校の余剰状況に応じて貸与してくださいという形は我々のほうでは通知しているところですので、関後の活用ですね、もう少し研究していきたいと思っております。

○**末松文信** 委員 長 ほかに質疑はありますか。

石原朝子委員。

○**石原朝子** 委員 ちょっと1つだけ。

県立高校に行かされている保護者の方からの御相談なんですけれども。機器の整備はとてもいい条例だと思います。ただネットワーク環境整備事業も県のほうはやっていらっしゃると思うんですけれども、なかなかそれがつながりにくい、こういったお話があったんです。去年もその相談があったんですけれども、学校のほうからそういった御相談はなかったということだったんですけれど



も、県内の小・中・高のネットワーク環境のそういった整備に関して、何か相談とか苦情とかというのは、そちらのほうでは受けていないでしょうか。

**○大城勇人教育支援課長** すみません、県内と申しますと市町村も含めてということでもよろしいですか。

市町村につきましては、問合せを受けたことはございません。

あと、県立学校については昨年まではちらほらお話は伺っているんですけど、今年度に入ってから特に私のほうで受けた記憶はなくて。実は去年、補正をさせていただいてネットワークを大分強化しております。ネットワークの経路も変更して、サービスも変更し、ちょっと技術的な話になりますけど、よく学校からお話があるのは同時接続をしたときにつながりにくいですと。あと各学校の時間帯によってつながりにくい時間がありますというのはよく聞いております。同時接続については、我々もこれはネットワーク上の課題かなと思っていまして、それは補正予算を活用させていただいて、強化して、今のところその件での問合せはないですが、一方で時間帯については、これは沖縄県で言うと2自治体ぐらいのほうでつながりにくい時間帯がどうしても生じていますという話があります。これについては、回線事業者さんを含めて、ちょっといろいろ意見交換をさせていただこうかなというふうに思っております。ただ、学校のネットワークの設備で問題というものではないのかなというふうに思っています。

**○石原朝子委員** 分かりました。

実は向陽高校の学生さんで、昨年もお話があったんですけど、二、三日後もネットワーク環境がつながりにくい、遅いとか、そういった相談があったので、やっぱり県の教育委員会としても向陽高校にお話を聞いていただいて、もし不備なところがあるのであれば改善していただきたいなと思います。

よろしくお願ひいたします。

**○大城勇人教育支援課長** そのようなお話をいただければ、我々としても早めの対応が打てますので、学校現場を含めて、ちょっと意見交換はさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

**○石原朝子委員** ありがとうございました。

○末松文信委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第28号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第29号議案沖縄県立学校教育施設整備基金条例及び乙第34号議案財産の処分についての2件は、内容が関連することから、一括して議題といたします。

ただいまの議案2件について、教育長の説明を求めます。

半嶺満教育長。

○半嶺満教育長 乙第29号議案沖縄県立学校教育施設整備基金条例と乙第34号議案財産の処分については関連いたしますので、併せて御説明申し上げます。

6ページをお願いします。

乙第29号議案は、旧県立伊良部高等学校の有償譲渡に伴う財産処分の承認手続として、財産の残存価額に対する国庫補助金相当額を返納する、または、その額以上を県立学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金へ積み立てることが承認の条件となっていることから、沖縄県立学校教育施設整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであります。

以上が、乙第29号議案の概要でございます。

次に、8ページをお願いします。

乙第34号議案は、旧県立伊良部高等学校の土地及び建物の処分について、一般競争入札による落札者と本契約を締結するため、議会へ諮るものであります。

なお、契約の相手方は、千葉県の学校法人中央国際学園を予定しております。

以上が、乙第34号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○末松文信委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第29号議案及び乙第34号議案に対する質疑を行います。

質疑の際はどの議案に対する質疑であるか、議案番号を申し述べてから質疑を行うようにお願いします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第29号議案及び乙第34号議案に対する質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○末松文信委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。  
休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序等について協議)

○末松文信委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。  
まず、乙第28号議案沖縄県公立学校情報機器整備基金条例及び乙第29号議案  
沖縄県立学校教育施設整備基金条例の2件を一括して採決いたします。  
お諮りいたします。  
ただいまの議案2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第28号議案及び乙第29号議案の2件は、原案のとおり可決されま  
した。  
次に、乙第34号議案財産の処分についてを採決いたします。  
お諮りいたします。  
ただいまの議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第34号議案は可決されました。  
次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、3月8日金曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信